

＜事業要件ポイント＞

利子補給対象事業の要件

要件(ア)：エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業

⇒①トップランナー基準を満たす設備の導入を対象とします。

⇒②トップランナー基準に該当しない設備も、エネルギー消費効率が高い設備であれば対象となります。

要件(イ)：省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業

⇒上記「要件（ア）」に該当しない事業であり、新たに省エネルギー設備の新設・増設を行うことにより、工場・事業場全体のエネルギー消費原単位が改善される事業も申請可能です。

エネルギー消費原単位とは・・・

⇒エネルギー使用量を生産数量等のエネルギー使用量と密接な関係を持つ値で除いたものです。

※原単位改善率は、以下計算式で算出ください。

$$\begin{aligned} \text{■ エネルギー消費原単位} &= \frac{\text{エネルギー使用量}}{\text{生産量}} \\ \text{■ 原単位改善率} &= \left(1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}} \right) \times 100 \end{aligned}$$

要件(ウ)：データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

⇒①データセンターのクラウドサービス活用においては、データセンターのPUE値（実測値または設計値のいずれか）が「2.5未満」であるエビデンスをご提出ください。

⇒②EMS導入等の省エネルギー取組においては、EMS導入によるエネルギー削減効果（計画値）をご提出ください。

※利子補給対象事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された1つの工場・事業場となります。

※「要件(ア)」、「要件(イ)」ともに、既設設備を更新する場合は、対象外となります。

1. 申請手続き

令和2年度と同じく、交付申請の前に、「融資計画書」を指定金融機関及び利子補給対象事業者が共同で提出してください。

交付申請以降の手続き（実績報告、利子補給金の支払請求）はすべて、指定金融機関が行います。

2. 利子補給金の交付

新規融資の利子補給金の交付は、「指定金融機関」に対して行います。

※新規融資については、指定金融機関に支払を行います。

なお、継続融資については交付先の変更は行いません。（昨年度まで利子補給対象事業者に支払を行っていた案件は、本年度も利子補給対象事業者に支払を行います。）

3. 利子補給金の交付対象融資

(1) 利子補給対象事業の1事業あたりの融資上限額は、100億円です。

(2) シンジケートローンを用いた融資も対象とします。

※シンジケートローンの場合、アレンジャーとなる指定金融機関が申請者です。

申請時には、シンジケート団の参加行各行の融資額の申告が必要となります。

(3) 1つの利子補給対象事業に対して、複数行・複数回の交付申請が可能です。

※1つの利子補給対象事業に紐づく融資であれば、複数行・複数回で交付申請することができます。

交付申請に先立ち、融資計画書をご提出ください。

4. 見込み省エネルギー量の算出

新規融資の利子補給対象事業について、見込み省エネルギー量を算出いただけます。詳しくは様式、様式記載例をご確認ください。

（ア）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、または増設する事業

①トッパーナー基準を満たす設備の導入



例：省エネ性能に優れた変圧器を新設

現在、工場の従業員用駐車場に使用している敷地に、新しく工場棟を建設することになり、高圧電力を敷設するための変圧器の購入資金として融資を行うケース。

⇒この場合、トッパーナー制度対象品目で定められた“基準エネルギー消費効率”を満たしている変圧器であること。

②トッパーナー基準に該当しない設備の導入



例 1：新たなボイラーの増設

食品加工業の工場へ、新しくボイラーの導入をするための購入資金として融資を行うケース。

例 2：新たな加熱炉、レーザー加工機の増設

金属加工業の工場へ、新たに加熱炉、レーザー加工機を追加導入するための購入資金として融資を行うケース。

⇒これらの場合、該当する設備が一代前モデルと比べて、エネルギー消費効率が改善されていれば、要件がクリアされます。

③新設の工場・事業場への設備の新設



例：商業ビル・福祉施設等の建設に伴う設備の導入

新築の建物へ、省エネルギー設備（空調、ヒートポンプ給湯器、LED照明、昇降機等）を複数導入するための購入資金として融資を行うケース。

⇒この場合、トッパーナー制度対象品目に該当する設備（空調、ヒートポンプ給湯器、LED照明等）については、トッパーナー制度対象品目で定められた“基準エネルギー消費効率”を満たしていること。トッパーナー基準に該当しない設備（昇降機等）については、一代前モデルと比べて、エネルギー消費効率が改善されていれば、要件がクリアされます。

＜要件（イ）の事業事例＞

（イ）省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業

① 既設の工場・事業場への設備の増設

例：新たな射出成形機の増設



プラスチック成型を行う工場で、新しく射出成形機の導入をするための購入資金として融資を行うケース。

⇒この場合、射出成形機の増設前後の「工場全体のエネルギー使用量」と「生産量としてプラスチックペレットの重量（単位:トン）」を比較して、導入後の工場のエネルギー消費原単位が1%以上改善されていれば、要件がクリアされます。

② 既設の工場・事業場への設備の新設

例：新製品ののために製造ラインを新設



地元の名産品のマンゴーゼリーを生産していた工場で、新しくオレンジを使ったゼリーを生産することが決定し、新製品であるオレンジゼリーの製造ラインを導入するための資金として融資を行うケース。

⇒この場合、製造ライン導入前後の「工場全体のエネルギー使用量」と「生産量としてゼリーの総重量（単位:トン）」を比較して、導入後の工場のエネルギー消費原単位が1%以上改善されていれば、要件がクリアされます。

③ 新設の工場・事業場への設備の新設

例：新たな大規模物流センターを活用



新たに大規模マルチテナントの物流センターを活用するために、新設の物流センターへ導入する設備（照明・空調・マテハン機器等）を購入するための資金として融資を行うケース。

⇒この場合、エネルギー使用量として、「既設の自社物流倉庫のエネルギー使用量」と「新設の物流センターの計画エネルギー使用量」、生産量として「自社倉庫の扱い荷量（単位:トン）」と「新設の物流センターの扱い荷量（単位:トン）」を比較し、新設の物流センターのエネルギー消費原単位が1%以上改善されていれば、要件がクリアされます。

<要件（ウ）の事業事例>

(ウ)データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による 省エネルギー取組に関する事業

①データセンターのクラウドサービス活用

例：クラウドサービスへのシステム移行による 省エネルギーの取組



社内で運用しているメールシステムを、データセンターを活用したクラウドサービスへ移行するための初期費用（移行設計費、クラウド環境設定費、データ移行費、テスト稼働に係るクラウドサービス使用料等）に係る資金に対して融資を行うケース。

⇒この場合、日本国内のデータセンターを活用したクラウドサービスの導入に係る環境構築を行う事業であり、活用するデータセンターのPUE値（実測値または設計値のいずれか）が「2.5未満」であることを要件とします。

②EMSの導入

例：EMSの導入による省エネルギーの取組



大型冷蔵倉庫を有する冷凍食品会社において、同社の省エネルギーの取組強化とエネルギーコスト低減を図るべく、施設内の照明・空調設備、冷却設備等が使用するエネルギー量を現状把握（見える化）し、当該設備が使用するエネルギー量の削減を実現するためのEMS導入に係る資金に対して融資を行うケース。

⇒この場合、EMS導入に係るエネルギー削減効果（計画値）及びその取組内容を示すエビデンス（導入設備一覧、見積書等）を提出していただく必要があります。